

令和8年5月29日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 杉浦 崇博

参事役 平原 真樹

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 金澤 美保

(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

職員の制裁(令和7年度下半期分)について

令和7年度下半期(令和7年10月～令和8年3月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、戒告処分については、原則半期ごとに一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	倉吉年金事務所 一般職(50代)	戒告	11月27日	道路交通法違反に抵触する行為があったもの
2	本部 グループ長(50代)	戒告	12月26日	無許可の兼業を行っていたもの
3	直方年金事務所 一般職(50代)	戒告	2月25日	厚生年金保険料等に係る不適切な事務処理を行っていたもの
4	直方年金事務所 所長(50代)	戒告	2月25日	厚生年金関係の事務処理誤りについて、本部に報告していなかったもの

※ 被処分者の所属・役職は行為時のもの

以上